

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:愛媛県 上島町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.5%
全職員	72.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

*地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	99.5%
本庁課長補佐相当職	98.1%
本庁係長相当職	92.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	69.6%
31～35年	89.2%
26～30年	96.2%
21～25年	99.0%
16～20年	83.2%
11～15年	91.6%
6～10年	96.8%
1～5年	102.9%

【説明】

- ・診療所医師の給与は集計から除外している
- ・扶養手当の男性の受給者は全体の76.7%で、住居手当は77.8%となっている
(男性職員が親族を扶養するケース、住居の契約主となっているケースが多い)
- ・管理職手当について、男性の管理職は全体の73.1%となっている
- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、週の勤務時間が20時間未満の職員を1/2人でカウントしている
- ・部長相当職には該当する女性職員がいないため「—」としている

*勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している